

議案第16号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)による同条例第6条第2項の決定<u>又は同条例第9条の5第3項若しくは第19条第3項の意見の申出に関する事務</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(16)～(22) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)による同条例第6条第2項の決定<u>若しくは同条例第9条の5第3項の意見の申出(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)第8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>又は<u>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の意見の申出に関する事務</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(16)～(22) 略</p>